

平成 27 年度 新居浜市工業用地造成事業特別会計予算

平成 27 年度新居浜市工業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 695,353 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

新居浜市長 石川 勝 行

第1表 歳入歳出予算

歳入

千円

款	項	金額
1. 財産売払収入		469,353
	1. 財産売払収入	469,353
2. 市債		226,000
	1. 市債	226,000
歳入合計		695,353

歳入歳出予算

(歳入)

千円

歳入歳出予算（歳出）

歳出

千円

款	項	金額
1. 工業用地造成事業費		312,025
	1. 工業用地造成事業費	312,025
2. 公債費		382,828
	1. 公債費	382,828
3. 管理費		500
	1. 管理費	500
歳出合計		695,353

歳入歳出予算（歳出）

千円

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用地造成事業 (観音原地区)	千円 226,000	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	% 年4.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、措置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
計	226,000	—	—	—